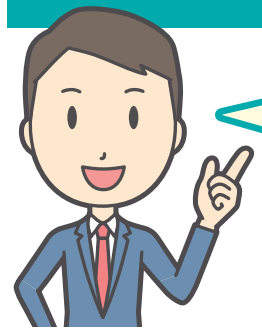


避難行動ガイド②

住民の皆さまが、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、自主的な避難を行うために、下郷町・国・都道府県では防災情報を5段階の警戒レベルにより提供します。日頃からいざという時に備えて、災害時の取るべき行動の確認をお願いします。

5段階警戒レベルについて



それぞれの**警戒レベル**に相当する情報を、**早めの避難行動の判断**に役立ててください。
下郷町からの**避難勧告等の発令に留意**するとともに、避難勧告等が発令されていなくとも**自ら避難の判断**をしてください。
警戒レベル5の状況では災害が発生して避難できなくなることから、**警戒レベル3や4の段階で避難することが重要**です。

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、
国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※1に整理しました。

<避難情報等>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に 災害が発生 している状況です。 命を守るための最善の行動 をとりましょう。	災害発生情報 ※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令（下郷町が発令）
警戒レベル4 危険な場所から 全員避難	速やかに危険な場所から避難先へ避難 しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) ※3 ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令（下郷町が発令）
警戒レベル3 危険な場所から 高齢者等 は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者 は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 （下郷町が発令）
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの 避難行動を確認 しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 （気象庁が発表）
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 （気象庁が発表）

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

Q&A

- 質問1)防災気象情報は出てるけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？
⇒市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。**自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。**
- 質問2)避難指示(緊急)は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置付けられたけど、考え方が変わったの？
⇒**避難指示(緊急)**は、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、**必ず発令されるものではありません。**
避難勧告が発令され次第、**避難指示(緊急)を待たずに速やかに避難**をしてください。
- 質問3)洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ているなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけど洪水のレベルも4から3に下がったということなの？
⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のままで、土砂災害の3が追加されたのであり、**その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります。**

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。

特別警報 をご存知ですか？

特別警報は、大規模な災害の発生が切迫していることをお知らせする警報です。
普段からの備えと早め早めの行動があなたや身近な人の命を守ります。

特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる 大雨 が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風 が吹くと予想される場合
高潮		高潮 になると予想される場合
波浪		高波 になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う 暴風 が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる 大雪 が予想される場合	

表中の”数十年に一度”の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表しています。

地震警報などを特別警報に位置づけます

現象の種類	基準
地震(地震動)	震度6弱以上の大きさの地震が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上) を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル4以上) 及び 噴火警報(居住地域) を特別警報に位置づける)
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報 を特別警報に位置づける)

特別警報が発表されたら

- ・尋常でない大雨や暴風等が予想されています。
- ・重大な災害が起こる可能性が非常に高まっています。
- ・ただちに身を守るために最善を尽くしてください。

命を守るために情報の収集に努めてください

特別警報は、自治体や報道機関を通じて伝えられます。テレビやインターネット、自治体から発信される情報の収集に努めてください。



- ・「特別警報が発表されない」は「災害が発生しない」ではありません。
- ・これまでどおり注意報、警報、その他の気象情報を活用し、早めの行動をとることが大切です。
- ・普段から避難場所や避難経路を確認しておきましょう。

※気象庁HPより一部を抜粋して掲載

「特別警報」については、気象庁HPに詳細が掲載されていますので、ご確認ください。

気象庁

〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4
電話：03-3212-8341 FAX：03-6689-2917（耳の不自由な方向向け）
気象庁ホームページ
<https://www.jma.go.jp>
特別警報について
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/>